

地域再生基本方針の一部変更について

〔平成19年4月27日〕
閣議決定案

地域再生法の一部を改正する法律（平成19年法律第15号）及び「地域再生総合プログラム」（平成19年2月28日地域再生本部決定）等を踏まえ、地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第5項に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）を別紙のとおり変更する。

地域再生基本方針

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、本地域再生基本方針を定める。

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、このような観点から、地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、都市再生などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の

創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること。

地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域の活力なくして国の活力はない。地域のやる気、知恵・工夫を引き出すには、国が考えた施策を押し付けるのではなく、地域が自ら考え、実行することができる体制づくりが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、構造改革特区と連携し、言わば2つの取組を車の両輪として、地域の声を踏まえて、規制の特例の導入、省庁横断的な交付金の創設などの支援策の充実を図り、政府一体となった施策体系を構築し、地域が自主的・自立的に考える計画を支援してきたところである。

政府は、「魅力ある地域」への変革に向けて、「地域力発掘支援新戦略」とも呼ぶべき地域活性化の政策体系を取りまとめ、平成19年2月6日に関係閣僚会議において了承し、その中で「国の施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして更に体系化するため、地域再生計画に連動して一体的な支援を行う施策等を取りまとめ」ることとした。地域再生本部では、これを受けて、「地域の雇用再生」、「地域のつながり再生」等の6つのプログラムを示した「地域再生総合プログラム」を平成19年2月28日に本部決定し、構造改革特区、都市再生、中心市街地活性化の取組との一層の協調を図るとともに、「頑張る地方応援プログラム」、「再チャレンジ支援総合プラン」、「アジア・ゲートウェイ構想」等の新たな取組との連携も強めつつ、政府一体となった地域への支援を強化することとしたところであり、これらを踏まえ、地域活性化策の一環として、地域再生のための施策を展開する。

1) 知恵と工夫の競争のサポート・促進

地域再生のためのひとづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

地域の担い手として、福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織された

NPO等や、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織を再活用するなど、地域固有の「ソーシャル・キャピタル」を活性化するとともに、これらの主体を含め、地域の企業、教育機関、公共団体などが、地域の重要な政策テーマに応じて連携し、各々の役割を明確にしつつ、特定の期間内に特定の目標を達成していく取組を適切に支援できるよう検討する。

なお、支援に当たっては、対象となる主体の活動が地域に適切な経済的社会的な効果を及ぼすこと、経済的に自立可能な活動を志向していることなどを見極め、成果主義の観点を重視して、支援の非効率化、長期化を招かないように留意する。

「地域の知の拠点再生プログラム」(平成19年2月28日地域再生本部決定)の推進

我が国の活力の源泉である地域を再生させる上では、地域の人材・知識が集積する知の拠点である大学等と連携した地域づくりを進めていくことが重要である。地域の知の拠点の活性化・活用による地域再生を推進することは、地域間の知恵と工夫の競争と、国の支援とがあいまって、地域の大学等を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環を形成するものである。地域が抱える課題としては、例えば、地域産業活性化、地域医療・福祉、地方情報化、環境・エネルギー、防災、ひとづくりといったように多岐にわたっているが、地域の大学等はそれぞれの地域で抱えている課題解決のために、地域ニーズに即した研究・教育を行い、大学等における実践的な研究・教育成果を地域に還元するとともに、地域に根ざした人材を養成することが重要である。

地域再生を図るためには、地域の特性・資源を踏まえた取組を進めることが重要であることから、地域の大学等が有する個性・特色をいかした取組が行われることが望まれ、こうした取組を地域の大学等が積極的に行うことは当該大学等の競争力を強化するものになると考えられる。また、大学等間の広域的連携を活用した取組について積極的に展開されることが望まれる。

このように、地域の大学等は地域に開かれた存在として地域全体の発展に一層寄与すべきであるとの考えの下、地域の知の拠点として地域に貢献している大学等の取組に対して省庁が連携して支援することにより、地域に力強い人材を定着させ、持続可能な地域再生を推進する。また、本プログラムを実施することにより、平成17年12月6日の都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト(大学と地域の連携協働による都市再生の推進)

を推進する。

「地域の雇用再生プログラム」(平成19年2月28日地域再生本部決定)の推進

地域の経済状況には、ばらつきが見られるものの、全体としては回復傾向にある。問題は、ばらつきが存在することではなく、固定化することであり、固定化を防ぐためには、ひとづくり・雇用創出を通じて、地域の創造力を十分に発揮できるようにすることが重要である。特に、雇用情勢の依然として厳しい地域があることを踏まえ、地域のひとづくり・雇用創出に向けた取組を、省庁連携により、重点的・集中的に支援していくことが必要である。平成18年度においては、雇用情勢の厳しい7道県において地域雇用戦略会議を設置し、地域の公共団体、民間事業者等と国の機関が一体となって地域の雇用に関する課題と対策を議論したところであり、こうした地域の声を踏まえ、地域の雇用創造の推進、ものづくり人材の育成、農林漁業への就業支援、観光に関する人材の育成、地域に貢献する事業への支援による新たな雇用の創造を目的とした施策を推進する。

「地域のつながり再生プログラム」(平成19年2月28日地域再生本部決定)の推進

地域再生を支える力は、「ひと」であり、「ひと」と「ひと」のつながりである。

祭りや子育てなどを支えてきた町内会や結・講・座などを再生・再活用するとともに、民間企業、NPO、社会起業家などが新たなひととひとの架け橋をつくっていく地域こそが持続的に発展する。大学、地域金融機関や行政機関などとも連携し、地域にこだわる多様な人々が参加・協働するネットワークを構築していくことが、地域にとっての何よりの財産となる地域力(「ソーシャル・キャピタル」)を生み出すものである。

このような観点から、「地域活性化策に関する政府の取組について」(平成18年11月24日・関係閣僚会合了承)において、地域の担い手支援のための省庁連携によるプログラムを策定することとされたことを受け、地域づくり・まちづくりにおける多様な主体の参加・協働の推進、地域の絆づくりによる教育力・文化力の再生、地域の自主的な防犯・防災対策の推進、団塊世代・UJIターン者等の参加・協働による自然豊かな地域づくり、地域住民等の協働によるまち・みち・みなとづくりの推進、地域のコミュニティの再生を目的とした施策を推進する。

「地域の再チャレンジ推進プログラム」(平成19年2月28日地域再生本部決定)の推進

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を構築していくためには、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジができ、「勝ち組、負け組」を固定させない社会、また、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会の仕組みが必要である。

このような認識の下、「再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間取りまとめ)」(平成18年5月30日)を基に、チャンスにあふれ、誰でも再チャレンジが可能な社会を目指すために必要な施策(再チャレンジ支援策)の実効性・効率性を高めるため、再チャレンジ支援総合プラン(平成18年12月25日)が取りまとめられたところであるが、この推進に資するものとして、中間取りまとめにおいて「地域の創意・工夫による自主的・自立的な対応が必要とされる分野に関する再チャレンジ支援のための施策については、(略)地域再生、構造改革特区の枠組みを活用した、府省庁の連携による「地域の再チャレンジ推進プログラム(仮称)」の策定を図る」とされていることを受け、再チャレンジを支援する会社への支援、農山漁村における再チャレンジの推進、キャリア教育や若者の自立支援の充実を目的とした施策を推進する。

「地域の交流・連携推進プログラム」(平成19年2月28日地域再生本部決定)の推進

団塊の世代の定年退職が始まる時期を迎え、若者世代におけるニート・フリーターの増加、子どもを取り巻く環境や家族の絆にかかわる問題などともあいまって、都市農村交流や二地域居住など、地域間の交流や農山漁村への定住などに対するニーズが高まっている。また、外国人観光客の訪日促進の取組とも連動して、地域主導の国際競争力のある観光地づくりが地域の大きな関心となっている。

このように、地域間又は地域と海外との間で「人・モノ・カネ・文化・情報」の交流を進めることが重要であり、日本がアジアと世界の架け橋となってもともに成長していくことを目指して平成19年5月に策定する予定の「アジア・ゲートウェイ構想」などとも連携し、広域的地域の自立・活性化を促進することにより、地域間の連携を強めていくことが必要である。

以上の観点から、都市と農山漁村の共生・対流の促進、広域的な地域間連携の促進、広域的な交流を支える交通基盤の整備、外国人観光客の訪日促進と魅力ある観光地・観光産業の創出、地域の活力を支える交通施策の推進を目的とした施策を推進する。

「地域の産業活性化プログラム」(平成19年2月28日地域再生本部決定)の推進

地域経済の持続的な発展のためには、地域の雇用創出とあいまって、企業立地の促進、中小企業の再生、地域資源をいかした産業の創出・活性化、地域への対日投資促進、地域の大学等と連携したイノベーションの推進、地域密着型金融の機能の強化等による地域の産業活性化の推進が不可欠である。

このため、「経済成長戦略大綱」(平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定)において、「地域資源を活用した地域産業の発展、コミュニティビジネスの振興、公的サービスのコスト低減・質的向上などを総合的に推進するとともに、地域の声を踏まえつつ、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について、省庁連携により一体的・重点的に支援する施策の充実を図る。」とされたことを踏まえ、地域への企業立地の促進、中小企業の再生と地域資源をいかした産業の活性化、森林整備の推進とバイオマス資源の活用を通じた産業の活性化、地域への対日投資促進、高度人材による産業の活性化、地域密着型金融の機能強化、地域イノベーションの推進を目的とした施策を推進する。

権限移譲や社会実験など地域における先進的な取組の推進

地域の自主的・自立的な取組を迅速に進めるため、それぞれの地域において、特性等をいかした先進的な取組が自らの権限に基づき行われるよう、支援することが必要である。

このため、地方公共団体による地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく事務処理特例制度の積極的な活用のみならず、各種分野の権限移譲を推進し、また、地域の発案に基づく先進的な事業について、社会実験を積極的に展開する。

2) 補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換

目的別・機能別の交付金及び省庁横断的な交付金の創設等

地域再生に資する政策テーマごとに、各々の目的、機能の範囲内であれば、手段の選択や交付額の充当を地域の裁量にゆだねる方向で、交付金化などの補助金改革を推進する。

また、類似の目的・機能を有する補助金が省庁ごとに並立している場合

には、省庁の壁を超えた交付金化などの補助金改革を進める。この際、窓口を一元化すること、手続が煩雑にならないことなどに留意し、地域から見て、明快な仕組みを構築する。

交付金化に当たっての留意点

新たに創設する交付金は、地域が期間を限って目標を掲げ、その達成に責任をもって取り組むことを明示している場合には、国が掲げる目的・機能の範囲内で地域の自主裁量性を尊重するとともに、期間全体にわたって支援しうる仕組みとして構築する。

この際、地域が定める計画の範囲内において、施設等の間における予算の融通、年度間の事業量の変更が可能となる仕組みとする。

補助対象財産の有効活用

補助金等の交付を受けて整備した施設（以下「補助対象財産」という。）を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢が変化し、著しく需要が低下するなどの事情により、新たな需要に対応する必要が生じ、当初の目的以外の目的に転用する場合について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年第179号。以下「補助金等適正化法」という。）に基づく各省各庁の長による承認が迅速に行われるような仕組みを構築する。

個々の補助金について、承認の基準の明確化、一定の区域において特定の計画に基づき包括的に承認を行う制度の導入について、補助目的の達成及び補助対象財産の適正な使用という補助金等適正化法の趣旨を踏まえ、各所管省庁において検討する。

3) 民間のノウハウ、資金等の活用促進

医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業分野や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野については、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずる。これにより、地域全体にとって意義のある民間事業の円滑な推進を図るとともに、「官から民へ」の改革の流れを一層加速する。

4) 構造改革特区、都市再生等との連携

1) から 3) までの地域再生の取組は、規制緩和の取組と適切に連携することにより相乗効果が期待される。このため、構造改革特別区域推進本部と連携し、構造改革特区のような地域限定の規制の特例措置と地域再生における補助金改革の成果等を車の両輪として組み合わせることにより、地域の自主性、裁量性を拡大し、地域の活性化を加速する。

また、都市再生本部が行うまちづくり分野の規制緩和、公共施設整備や先導的な地域の活動への支援等とも積極的に連携し、地域再生の取組を充実させていく。

そのほか、経済財政諮問会議、規制改革推進本部、食料・農業・農村政策推進本部、観光立国関係閣僚会議、総合科学技術会議、アジア・ゲートウェイ戦略会議等、各種関係機関等と緊密に連携を図り、それぞれの機関の持つ様々なノウハウや手法等を活用する。

5) 地域再生計画に基づく総合的な施策の推進

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を効果的に支援するため、地域が一定の期間に特定の目標の達成を目指すことを明確に掲げ、そのために実施する政策をまとめた計画を一定の基準に照らして評価し、政府の支援施策を重点的に講ずる。

このため、法第 5 条第 6 項により内閣総理大臣が認定する地域再生計画に基づき、交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策との連携を図ることとする。

6) その他の措置

「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(平成 16 年 5 月 27 日地域再生本部決定)を受けて具体化が図られた上記 1) から 5) までの施策のほか、同本部決定を踏まえ、テーマごとに連携すべき施策についての補助金改革など、引き続き、施策の具体化を検討する。

地域再生に資する施策について、民間事業者、地方公共団体等から平成 19 年 6 月に提案募集を行う。

なお、地域再生制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣、関連する相談を総合的に受け付ける窓口の設置等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。

3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第6項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

地域再生基本方針に適合するものであること。(第1号基準)

1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ2)の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。(第2号基準)

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていることをもって判断する。

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

目標を達成するために行う事業について、

イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。

ロ 事業の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断する。

2) 地域再生計画の認定手続

地域再生計画の認定申請

地域再生計画の認定の申請の受付については、平成19年5月、9月及び平成20年1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表する。

地域再生計画の認定申請は、地方公共団体（港務局を含む。）が単独又は共同して行うことができる。

都道府県と市町村は、各々が主体となる事業について共同で地域再生計画を定めるほか、各々が別に定める場合も想定されるため、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

また、地域再生計画を作成する際には、法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

なお、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人等を始めとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、反映するよう努めることが望ましい。

地域再生計画の記載事項

地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同条第3項第4号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第21条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

また、法第5条第2項第3号に掲げる事項には同条第3項各号に定める事項のほか、5)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。

イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。

ロ 法令等を遵守しているものであること。

ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。

なお、地方公共団体が、同一の区域において、地域再生基本方針に定める支援措置及び構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置の双方を活用する場合は、両措置を併記した計画を作成し、認定を申請することができるものとする。

関係行政機関の長の同意等

内閣総理大臣は、認定の申請があった地域再生計画に法第5条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合のほか、に基づき5)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合においても、地域再生計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。

関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定の判断を行うに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができ

るものとする。

地域再生計画の認定

内閣総理大臣は、 の関係行政機関の長の同意を得て、法第5条第6項により、地域再生計画の認定を行う。認定基準を満たさない部分又は関係行政機関の長の同意が得られなかった部分があった場合において当該部分を除外した部分に限り、又は必要と認める場合において一定の条件を付して認定を行うことができることとする。

地域再生計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても関係行政機関の長の同意が得られず認定の対象から除外した部分があった場合においては、理由を付して当該地方公共団体に通知するものとする。

法第5条第7項により、内閣総理大臣は地域再生計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができることとなっている。必要と認める場合とは、地域再生計画の認定に際して、地域再生本部の総合的な調整を必要とする場合である。

具体的には、5)に定める支援措置を適用する場合が想定されるが、この場合において、 に基づき関係行政機関の長の同意を得ることにより必要な調整を行ったものとする。

5)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている地域再生計画の認定に際し、同意をした関係行政機関の長は、当該事業の実施の状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。また、当該地域再生計画について、法第10条に基づき、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、当該関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該地域再生計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該地域再生計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第10条に基づき取消しを行う。

3) 地域再生協議会の設置

法第12条により、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効

果的な推進に関し必要な事項について、地域の関係者と協議するため、地域再生協議会を組織することができるものとする。

なお、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について地域再生協議会における協議をしなければならない。

4) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例

法第13条により、認定地域再生計画に記載されている特定の事業を営む特定の株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例措置を適用する。

特定の事業は、

イ 従来公的主体が主に担っていた事業

ロ 収益性の観点から株式会社の積極的参入が期待できない事業であって、地域再生を推進する上で株式会社の参入が望ましいと考えられるものとして内閣府令で定めるものとする。

特定の株式会社は、一定以上の常時雇用者を有すること、地方公共団体の一定程度の出資があることなどの内閣府令に定める要件に適合するものとする。

再チャレンジ支援寄附金税制

イ 直接型寄附税制

法第14条により、認定地域再生計画に記載されている事業を行う特定地域雇用会社に対し、法人が当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附をした場合に、認定地方公共団体が要件に該当することを確認したときは、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例を適用する。

地域再生計画に記載すべき事業は、高年齢者、障害者等（以下「高年齢者等」）の就職困難者を雇用することを通じて地域における雇用機会の創出等地域再生に資するものとして内閣府令で定めるものとする。

特定地域雇用会社は、内閣府令で定める常時雇用する高年齢者等の数その他の要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定する会社とする。

ロ 間接型寄附税制

法第19条により、認定地域再生計画に記載されている事業を行うこ

とを主たる目的とする特定地域雇用等促進法人に対し、個人又は法人が寄附又は贈与をした場合に、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例を適用する。

地域再生計画に記載すべき事業は、

- a．高年齢者の雇用に関し、その意欲及び能力に応じて職域の拡大又は勤務時間制度の弾力化その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業
- b．障害者の雇用に関し、障害者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じた作業施設の改善又は職域の拡大その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業
- c．青年の雇用に関し、その有する能力を正当に評価するための募集方法の改善その他の雇用管理の改善を行う事業主に対して助成を行う事業
- d．次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第2条に規定する次世代育成支援対策をいう。）を講じている事業主に対して助成を行う事業

など地域における雇用機会の創出等地域再生に資するものとして内閣府令で定めるものとする。

特定地域雇用等促進法人は、上記事業を行うことを主たる目的とする公益法人であって、内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定する公益法人とする。

地域再生のための交付金の活用

イ 法第21条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして交付する。

- a．道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
- b．污水处理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）
- c．港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

ロ これらの交付金を充てて行う施設の整備に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、個別の施設ごとに内容を審査するのではなく、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断すること

とする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。

- a．地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。
- b．内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定する。
- c．地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。
- d．内閣総理大臣は、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種別別の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。
- e．交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各施設の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。
- f．地方公共団体は、事業の進ちょく等に応じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。

ハ イ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。

補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第22条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、有償の譲渡・貸付けの場合、公共施設以外への転用の場合及び補助対象外公共施設への転用（補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る。）の場合には国庫納付を求めることができる等、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付することができるものとする。

「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）別表1に基づき、認定に際しての同意の判断が明記されている施設は

次のとおりである。

- イ 公立学校の廃校施設及び余裕教室、史跡等購入費補助金により公有化した史跡等【文部科学省】
- ロ 勤労青少年ホーム、職業能力開発校、社会福祉施設【厚生労働省】
- ハ 下水道補助対象施設、公営住宅、特定優良賃貸住宅【国土交通省】

認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第11条第1項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知するとともに、インターネット等により公表する。

当分の間、この施策の改善提案については、2の6)の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

5) 地域再生計画と連動した支援措置

地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（「4）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表1のとおりである。これらの支援措置を活用して行う事業を記載されている地域再生計画については、2)により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。これらの施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めない。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

6) 地域再生計画の策定等のための人材派遣、情報提供

「地域再生支援チーム」の設置

地方ブロックごとに、地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場を活用して設置した「地域再生支援チーム」により、地域再生計画の作成等の相談にワンストップで対応する。【国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府】

「地域再生伝道師」の活用

各都道府県において、市町村の地域再生計画の作成等についてのアドバイスを行うとともに、地域と国との情報の相互発信の拠点的役割を果たす「地域再生伝道師」を積極的に活用し、そのネットワーク化を推進する。【内閣官房】

地域再生雇用支援ネットワーク事業の実施

地域再生に取り組む中で、人材確保・育成、創業、人事・労務管理などの雇用労働面の課題に直面する地方公共団体に対し、当該地方公共団体の要望に応じ、都道府県労働局におけるワンストップ窓口での対応、地方公共団体の無料職業紹介事業に係るノウハウの提供等、公共職業安定所等による情報・意見交換等を踏まえたニーズに対応した就職支援の実施など総合的に支援を行う。【厚生労働省】

地域雇用戦略チームの設置

都道府県労働局に地域雇用戦略チームを設置し、事業構想を策定し、又は事業構想に基づき事業を実施しようとする地域に対し、国や県の関係機関や専門家によるアドバイス、地域の関係者間の調整等の支援を行う。【厚生労働省】

7) 地域再生に資する施策の評価の実施

地域再生本部は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、法第5章の特別の措置及び5)の支援措置(以下7)において「地域再生計画認定制度等」という。)について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らして事後的な評価を行う。

内閣総理大臣は、必要に応じて調査を行いつつ、各省が行う政策評価を踏まえるとともに、第三者の意見を聴いて、評価案を作成する。地域再生本部は、評価案に関する議を経て、評価を確定する。

意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

で確定した評価に基づいて、地域再生計画認定制度等の内容について必要な見直しを行う。

なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

4 地域再生に資する施策の推進

地域再生に資する各種分野における施策について、別表２のとおり推進する。
なお、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年２月27日地域再生本部決定)別表２に位置付けられた施策についても、関係省庁において、引き続き、地域再生に資する観点から推進を図ることとする。

これらの施策については、３の６)に記載されている地域再生支援チーム等が相談等に応じる。